

米原市道路占用料改正一覧表(令和8年4月1日から)

(単位:円)

占用物件の種類		単位	改正前(令和8年3月31日まで)	改正後(令和8年4月1日から)
			占用料の額	占用料の額
道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)法第32条第1項第1号に掲げる工作物				
第1種電柱		1本につき1年	480円	570円
第2種電柱		1本につき1年	730円	880円
第3種電柱		1本につき1年	990円	1,200円
第1種電話柱		1本につき1年	430円	510円
第2種電話柱		1本につき1年	680円	820円
第3種電話柱		1本につき1年	940円	1,100円
その他の柱類		1本につき1年	43円	51円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	4円	5円
地下に設ける電線その他の線類		長さ1メートルにつき1年	3円	3円
路上に設ける変圧器		1個につき1年	420円	500円
地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートルにつき1年	260円	310円
変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所		1個につき1年	850円	1,000円
郵便差出箱および信書便差出箱		1個につき1年	360円	430円
広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	870円	900円
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	850円	1,000円
法第32条第1項第2号に掲げる物件				
外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	18円	22円
外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	26円	31円
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	38円	46円
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	51円	61円
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	77円	92円
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	100円	120円
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	180円	220円
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	260円	310円
外径が1メートル以上のもの		長さ1メートルにつき1年	510円	610円
法第32条第1項第3号に掲げる施設				
自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3円
		その他のもの	長さ1メートルにつき1年	9円
		道路の構造又は交通の状況を表示する表示柱その他の柱類	1本につき1年	680円
		上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	430円
	その他のもの	地下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	260円
			占用面積1平方メートルにつき1年	850円
法第32条第1項第4号に掲げる施設				
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	850円	1,000円
法第32条第1項第5号に掲げる施設				
地下街および地下室	階数が1のもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aiに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aiに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aiに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路		占用面積1平方メートルにつき1年	430円
地下に設ける通路		占用面積1平方メートルにつき1年	260円	
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	850円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設				
祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	9円	9円
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	87円	90円
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件				
看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	87円	90円
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	870円	900円
標識		1本につき1年	680円	820円
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9円	9円
	その他のもの	1本につき1月	87円	90円
幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	9円	9円
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	87円	90円
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	870円	900円
	その他のもの	1基につき1月	430円	450円
政令第7条第2号に掲げる工作物				
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	850円	1,000円
政令第7条第3号に掲げる施設				
政令第7条第3号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	Aiに0.031を乗じて得た額	Aiに0.034を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料				
政令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	87円	90円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設				
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1月	85円	100円
政令第7条第8号に掲げる施設				
トンネルの上または高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aiに0.014を乗じて得た額	Aiに0.014を乗じて得た額
上空に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aiに0.017を乗じて得た額	Aiに0.018を乗じて得た額
地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aiに0.004を乗じて得た額	Aiに0.004を乗じて得た額
	階数が2のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aiに0.006を乗じて得た額	Aiに0.006を乗じて得た額
	階数が3以上のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aiに0.007を乗じて得た額	Aiに0.008を乗じて得た額
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aiに0.025を乗じて得た額	Aiに0.026を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設				
建築物		占用面積1平方メートルにつき1年	Aiに0.019を乗じて得た額	Aiに0.022を乗じて得た額
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aiに0.014を乗じて得た額	Aiに0.015を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場				
建築物		占用面積1平方メートルにつき1年	Aiに0.022を乗じて得た額	Aiに0.024を乗じて得た額
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aiに0.014を乗じて得た額	Aiに0.015を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物				
トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aiに0.019を乗じて得た額	Aiに0.022を乗じて得た額
上空に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aiに0.022を乗じて得た額	Aiに0.024を乗じて得た額
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aiに0.031を乗じて得た額	Aiに0.034を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具				
政令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1平方メートルにつき1年	Aiに0.025を乗じて得た額	Aiに0.026を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設				
トンネルの上または高速自動車国道もしくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aiに0.019を乗じて得た額	Aiに0.022を乗じて得た額
上空に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aiに0.022を乗じて得た額	Aiに0.024を乗じて得た額
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aiに0.031を乗じて得た額	Aiに0.034を乗じて得た額
政令第7条第14号および第15号に掲げる施設				
政令第7条第14号および第15号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	Aiに0.031を乗じて得た額	Aiに0.034を乗じて得た額